

養育家庭(里親)

養子縁組を目的とせず、一定期間子どもを預かり育てる里親
赤ちゃんから中高生まで子どもの年齢は様々です
親の状況により、途中で家庭に帰ることもあります
短期間のみ子どもを預かるご家庭もあります

養子縁組里親

養子縁組を目的として特別養子縁組が成立するまでの間、里親として子どもを養育する家庭
※原則として25歳以上の夫婦が対象です

里親の種類

親族里親

実親が死亡、行方不明などの場合に、
祖父母などが子どもを養育する里親

専門養育家庭

専門的ケアを必要とする子どもを一定期間預かり育てる里親
一定の要件を満たし、定められた研修を受ける必要があります

養育家庭(里親)になるには？



年齢 年齢制限はありません ※詳細はお問合せください

住まい 都内在住で、家族構成に応じた適切な環境があること
※例えば夫婦のみで暮らしている場合は、40㎡(LDKを除く2部屋)が目安

収入 経済的に困窮していないこと、原則として世帯収入が生活保護基準以上であること

単身者の場合 主たる養育者の補助者として子どもの養育に関わることができる成人の親族等の同居者がいること

※その他にも要件があります

養育家庭(里親)に子どもが委託されたら？



預かる期間 数週間～数年(18歳の自立までの場合も)

養育費 子どもの生活費や教育費、里親手当などが支給されます(東京都基準に基づく額)

里親同士の交流 里親同士が集まる茶話会等があります

子育て支援 児童相談所やフォスタリング機関、施設等の専門支援機関などがチームでサポートします

サポート体制 冠婚葬祭など一時的に子どもの養育ができない時は、レスパイト・ケアを利用することができます

相談から登録までの流れは
次のようになっています

相談

研修

申請

家庭
調査

審査

認定
登録



江東児童相談所フォスタリング機関二葉乳児院
HP